

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
「土木工事共通仕様書」	「土木工事共通仕様書」	
目次	目次	
第 1 編 共通編	第 1 編 共通編 [略]	
第 1 章 総則	第 1 章 総則	
第 1 節 総則	第 1 節 総則	
1－1－1 ～ 1－1－51 [略]	1－1－1 ～ 1－1－4 [略]	
<u>1－1－5 ワンデーレスポンス</u>	<u>〔新設〕</u>	R7.03.28農水省通知
1－1－ <u>6</u> ～ 1－1－ <u>33</u> [略]	1－1－ <u>5</u> ～ 1－1－ <u>32</u> [略]	
<u>1－1－34 週休二日の対応</u>	<u>〔移設〕</u>	R7.03.28農水省通知
1－1－ <u>35</u> ～ 1－1－ <u>53</u> [略]	1－1－ <u>33</u> ～ 1－1－ <u>51</u> [略]	
<u>〔移設〕</u>	<u>1－1－52 週休二日の対応</u>	R7.03.28農水省通知
1－1－ <u>54</u> [略]	1－1－ <u>53</u> [略]	
第 2 章 ～ 第 3 章 [略]	第 2 章 ～ 第 3 章 [略]	
第 2 編 工事別編 [略]	第 2 編 工事別編 [略]	
第 3 編 その他	第 3 編 その他	
第 1 章 総則	第 1 章 総則	
第 1 節 総則	第 1 節 総則	
1－1－1 ～ 1－1－44 [略]	1－1－1 ～ 1－1－44 [略]	
<u>1－1－45 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の試行について</u>	<u>〔新設〕</u>	R07.03.（農地保全課長通知）
第 2 章 ～ 第 3 章 [略]	第 2 章 ～ 第 3 章 [略]	

○ 農業土木工事共通仕様書（令和7年10月1日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1－1－1 適用 1～5【略】 【削る】 <u>6</u>【略】 <u>7</u>【略】 1－1－2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(4)【略】 (5)「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。 (6)～(8)【略】 【削る】 <u>(9)</u>「質問回答書」とは、<u>質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問</u>に対して発注者が回答する書面をいう。 <u>(10)～(37)【略】</u> 1－1－3・1－1－4【略】 <u>1－1－5 ワンダーレスポンス</u> 監督職員及び受注者は、<u>「ワンダーレスポンス」に努める。ワンダーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u> 1－1－<u>6</u>～1－1－<u>22</u>【略】 1－1－<u>23</u> 建設副産物 1・2【略】 3 受注者は、<u>産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。</u> 4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年2月1日付け農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。 <u>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u> 5～10【略】 <u>11</u> <u>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</u> 1－1－<u>24</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置 1【略】 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章1－1－<u>23</u>建設副産物<u>11</u>に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 (1)～(3)【略】 1－1－<u>25</u>～1－1－<u>28</u>【略】 1－1－<u>29</u> 工事完成検査 1～4【略】 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1－1－<u>26</u>監督職員による検査、立会等の3に準じなければならない。	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1－1－1 適用 1～5【略】 6 <u>受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。</u> <u>7</u>【略】 <u>8</u>【略】 1－1－2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(4)【略】 (5)「設計図書」とは、仕様書、図面、<u>現場説明書及び</u>質問回答書をいう。 (6)～(8)【略】 (9) <u>「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。</u> (10) 「質問回答書」とは、<u>現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書</u>に対して発注者が回答する書面をいう。 (11)～(38)【略】 1－1－3・1－1－4【略】 <u>【新設】</u> 1－1－<u>5</u>～1－1－<u>21</u>【略】 1－1－<u>22</u> 建設副産物 1・2【略】 3 受注者は、<u>建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は</u>廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。 4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年2月1日付け農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。 <u>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u> 5～10【略】 <u>【新設】</u> 1－1－<u>23</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置 1【略】 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章1－1－<u>22</u>建設副産物<u>6</u>に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 (1)～(3)【略】 1－1－<u>24</u>～1－1－<u>27</u>【略】 1－1－<u>28</u> 工事完成検査 1～4【略】 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1－1－<u>25</u>監督職員による検査、立会等の3に準じなければならない。	R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書1-1-1 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書1-1-1-19 農水省1-1-23 4 土木部共通仕様書1-1-1-19 農水省1-1-23 11 土木部共通仕様書1-1-1-19

○ 農業土木工事共通仕様書（令和7年10月1日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
1-1-30 既済部分検査 1～3【略】 4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-29工事完成検査4の規定に従うものとする。 5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査、立会等の3に準じなければならない。 1-1-31 ～ 1-1-33【略】 1-1-34 週休二日の対応 <u>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</u> <u>なお、週休二日は、1週間に2日以上現場閉所または、現場閉所を行うことが困難な工事においては、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</u> 1-1-35【略】 1-1-36 工事中の安全管理 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号 平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2～8【略】 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工期、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、本章1-1-41 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19【略】 1-1-37 ～ 1-1-40【略】 1-1-41 環境対策 1【略】 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-45官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3～7【略】 1-1-42・1-1-43【略】 1-1-44 諸法令、諸法規の遵守 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 （1）～（68）【略】 （69）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第 57号） （70）～（72）【略】 1-1-45～1-1-49【略】 1-1-50 不可抗力による損害 1 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 <u>（1）波浪、高潮に起因する場合</u> <u>波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</u> <u>（2）降雨に起因する場合</u> 次のいずれかに該当する場合 ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 イ 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上 <u>ウ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150 mm以上</u> <u>エ その他設計図書で定めた基準</u>	1-1-29 既済部分検査 1～3【略】 4 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-28工事完成検査4の規定に従うものとする。 5 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-25監督職員による検査、立会等の3に準じなければならない。 1-1-30 ～ 1-1-32【略】 1-1-52 週休二日の対応 【移設】 1-1-33【略】 1-1-34 工事中の安全管理 1 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号 平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2～8【略】 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工期、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、本章1-1-39 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19【略】 1-1-35 ～ 1-1-38【略】 1-1-39 環境対策 1【略】 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-43官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3～7【略】 1-1-40・1-1-41【略】 1-1-42 諸法令、諸法規の遵守 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 （1）～（68）【略】 （69）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第 58号） （70）～（72）【略】 1-1-43～1-1-47【略】 1-1-48 不可抗力による損害 1 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 【新設】 <u>（1）降雨に起因する場合</u> 次のいずれかに該当する場合 ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 イ 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上 【新設】	R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書1-1-1-36 1 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書1-1-1-40 2

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
<u>（3）</u> 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m／秒以上あった場合 <u>（4）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u> <u>（5）</u> 地震，津波，豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し，相当の範囲に<u>わたって</u>，他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第30条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは，本章 1－1－<u>36</u>工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>51</u>～1－1－<u>53</u> 【略】 1－1－<u>34</u> 週休二日の対応 【移設】 1－1－<u>54</u> 【略】 第 2 章 総則 第 1 節～第 3 節 【略】 第 4 節 石材及び骨材 2－4－1 ～ 2－4－9 【略】 2－4－10 コンクリート用骨材 2 設計図書に示す場合を除き，次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの，又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （1） ～ （6） 【略】 （7）J I S A 5308 （レディミクストコンクリート）付属書<u>JA</u>（レディミクストコンクリート用骨材） 2・3 【略】 2－4－11 【略】 第 5 節 鋼材 2－5－1 【略】 2－5－2 鋼材 鋼材は，次の規格に適合したもの，又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 【略】 4 鋳鉄品，鋳鋼品及び鍛鋼品 （1） ～ （8） 【略】 <u>【削る】</u> <u>（9）</u> J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1～4，D S，D P F <u>（10）</u> J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）記号 D F <u>（11）</u> J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）記号 D A～D D <u>（12）</u> J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1～D 5，D P F <u>（13）</u> J D P A G 1042（N S形ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1，D 2，D S <u>（14）</u> J D P A G 1046（P N形ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1～D 4 <u>（15）</u> J D P A G 1053-2020（A L W形ダクタイル鋳鉄管）記号 A L 1、A L 2、A W 5 【略】 2－5－3 ～ 2－5－7 【略】 第 6 節～第 8 節 【略】 第 9 節 合成樹脂製品等 2－9－1 一般事項 1 【略】 <u>【削る】</u> <u>【削る】</u> 第10節～第12節 【略】	<u>（2）</u> 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m／秒以上あった場合 <u>【新設】</u> <u>（3）</u> 地震，津波，<u>高潮及び</u>豪雪に起因する場合 地震，津波，高潮及び豪雪により生じた災害にあつては，周囲の状況により判断し，相当の範囲に渡って，他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第30条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは，本章 1－1－<u>34</u>工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>49</u>～1－1－<u>51</u> 【略】 1－1－<u>52</u> 週休二日の対応 <u>【移設】</u> 受注者は，週休二日に取り組み，4 週 8 休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。 1－1－<u>53</u> 【略】 第 2 章 総則 第 1 節～第 3 節 【略】 第 4 節 石材及び骨材 2－4－1 ～ 2－4－9 【略】 2－4－10 コンクリート用骨材 2 設計図書に示す場合を除き，次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの，又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （1） ～ （6） 【略】 （7）J I S A 5308 （レディミクストコンクリート）付属書<u>A</u>（レディミクストコンクリート用骨材） 2・3 【略】 2－4－11 【略】 第 5 節 鋼材 2－5－1 【略】 2－5－2 鋼材 鋼材は，次の規格に適合したもの，又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 【略】 4 鋳鉄品，鋳鋼品及び鍛鋼品 （1） ～ （8） 【略】 <u>（9）J I S G 5525（排水用鋳鉄管）</u> <u>（10）</u> J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1～4，D S，D P F <u>（11）</u> J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）記号 D F <u>（12）</u> J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）記号 D A～D D <u>（13）</u> J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1～D 5，D P F <u>（14）</u> J D P A G 1042（N S形ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1，D 2，D S <u>（15）</u> J D P A G 1046（P N形ダクタイル鋳鉄管）記号 D 1～D 4 <u>（16）</u> J D P A G 1053-2020（A L W形ダクタイル鋳鉄管）記号 A L 1、A L 2、A W 5 【略】 2－5－3 ～ 2－5－7 【略】 第 6 節～第 8 節 【略】 第 9 節 合成樹脂製品等 2－9－1 一般事項 1 【略】 <u>2 陶管は，次の規格に適合したもの，又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u> <u>（1）J I S R 1201（陶管）</u> 第10節～第12節 【略】	R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典																								
第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 [略] 3-2-2 一般事項 1 施工計画 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-6施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。 2～6【略】 第3節 土工 3-3-1～3-3-7【略】 3-3-8 作業残土処理工 1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-23建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4【略】 第4節～第6節【略】 第7節 コンクリート 3-7-1～3-7-3【略】 3-7-4 材料の計量 1 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表3-7-1の値以下でなければならない。 表 3-7-1 計量値の許容差 <table><tr><th>材 料 の 種 類</th><th>計量値の許容差（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr><tr><td>混 和 材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混 和 剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1（％）とする。 2【略】 3 受注者は、各材料をバッチ分づつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、体積で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3-7-5～3-7-10【略】 3-7-11 養生 1【略】 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-7-2を目安とする。	材 料 の 種 類	計量値の許容差（％）	水	1	セメント	1	骨 材	3	混 和 材	2※	混 和 剤	3	第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 [略] 3-2-2 一般事項 1 施工計画 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-5施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。 2～6【略】 第3節 土工 3-3-1～3-3-7【略】 3-3-8 作業残土処理工 1 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-22建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4【略】 第4節～第6節【略】 第7節 コンクリート 3-7-1～3-7-3【略】 3-7-4 材料の計量 1 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表3-7-1の値以下でなければならない。 表 3-7-1 計量値の許容差 <table><tr><th>材 料 の 種 類</th><th>最大値（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr><tr><td>混 和 材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混 和 剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1（％）以内 2【略】 3 受注者は、各材料をバッチ分づつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3-7-5～3-7-10【略】 3-7-11 養生 1【略】 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部分に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境湿度に応じて適切にさだめなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。	材 料 の 種 類	最大値（％）	水	1	セメント	1	骨 材	3	混 和 材	2※	混 和 剤	3	R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 1-3-6-9 2
材 料 の 種 類	計量値の許容差（％）																									
水	1																									
セメント	1																									
骨 材	3																									
混 和 材	2※																									
混 和 剤	3																									
材 料 の 種 類	最大値（％）																									
水	1																									
セメント	1																									
骨 材	3																									
混 和 材	2※																									
混 和 剤	3																									

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典																																																																																																								
表 3-7-2 コンクリートの<u>湿潤</u>養生期間の<u>目安</u> <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメント B 種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>中庸熱ポルトランドセメント</th><th>低熱ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td>8 日</td><td>10 日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td><td>※</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td><td>※</td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 注) 寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 〔削る〕 3－7－12～3－7－14 〔略〕 第 8 節・第 9 節 〔略〕 第10節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 〔略〕 3 コンクリート打込み (1) 〔略〕 (2) 受注者は、コンクリートの温度について、打込み時の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。 (3)・(4) 〔略〕 4 〔略〕 3－10－2 寒中コンクリート 1 〔略〕 2 材料 (1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。 (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 4 養生 (1) ～ (3) 〔略〕 (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表3－10－1の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。 <table><tr><th colspan="5">表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間</th></tr><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント + 促進剤</th><th>高炉セメント B 種</th></tr><tr><td rowspan="2">① 厳しい気象条件</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">② まれに凍結融解する程度の気象条件</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> (注) W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。	日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	7 日	5 日	3 日	8 日	10 日	10℃以上	9 日	7 日	4 日	9 日	※	5℃以上	12 日	9 日	5 日	12 日	※	表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間					5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 促進剤	高炉セメント B 種	① 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	表 3-7-2 コンクリートの<u>標準</u>養生期間 <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメント B 種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>〔新設〕</th><th>〔新設〕</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td>〔新設〕</td><td>〔新設〕</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>〔新設〕</td><td>〔新設〕</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>〔新設〕</td><td>〔新設〕</td></tr></table> 〔新設〕 注) 寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 3 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 3－7－2 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。 3－7－12～3－7－14 〔略〕 第 8 節・第 9 節 〔略〕 第10節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 〔略〕 3 コンクリート打込み (1) 〔略〕 (2) 受注者は、コンクリートの温度を、打込み時35℃以下に保たなければならない。 (3)・(4) 〔略〕 4 〔略〕 3－10－2 寒中コンクリート 1 〔略〕 2 材料 (1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を、そのまま用いてはならない。 (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 4 養生 (1) ～ (3) 〔略〕 (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表3－10－1の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。 <table><tr><th rowspan="2">断面 セメントの種類 養生温度 構造物の露出状態</th><th colspan="3">普 通 の 場 合</th></tr><tr><th>普 通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント + 促進剤</th><th>高炉セメント B 種</th></tr><tr><td rowspan="2">① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">② 普通の露出状態にあり①に属さない部分</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> (注) W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。 表3－10－1 寒中コンクリートの養生期間 5 〔略〕 3－10－3 〔略〕 3－10－4 海水の作用を受けるコンクリート 1 〔略〕	日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	〔新設〕	〔新設〕	15℃以上	7 日	5 日	3 日	〔新設〕	〔新設〕	10℃以上	9 日	7 日	4 日	〔新設〕	〔新設〕	5℃以上	12 日	9 日	5 日	〔新設〕	〔新設〕	断面 セメントの種類 養生温度 構造物の露出状態	普 通 の 場 合			普 通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 促進剤	高炉セメント B 種	① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	② 普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 1-3-9-2 3 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 1-3-10-2 1 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 1-3-10-3 5
日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																																																																					
15℃以上	7 日	5 日	3 日	8 日	10 日																																																																																																					
10℃以上	9 日	7 日	4 日	9 日	※																																																																																																					
5℃以上	12 日	9 日	5 日	12 日	※																																																																																																					
表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間																																																																																																										
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																																																																								
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 促進剤	高炉セメント B 種																																																																																																						
① 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日																																																																																																						
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																																																																						
② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日																																																																																																						
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																																																																						
日平均気温	高炉セメント B 種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	〔新設〕	〔新設〕																																																																																																					
15℃以上	7 日	5 日	3 日	〔新設〕	〔新設〕																																																																																																					
10℃以上	9 日	7 日	4 日	〔新設〕	〔新設〕																																																																																																					
5℃以上	12 日	9 日	5 日	〔新設〕	〔新設〕																																																																																																					
断面 セメントの種類 養生温度 構造物の露出状態	普 通 の 場 合																																																																																																									
	普 通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 促進剤	高炉セメント B 種																																																																																																							
① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9 日	5 日	12 日																																																																																																						
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																																																																						
② 普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4 日	3 日	5 日																																																																																																						
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																																																																						

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
2 受注者は、本章 3－7－12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 3－10－5～3－10－6 【略】 第11節 一般舗装工 3－11－1 【略】 3－11－2 舗装準備工 1・2 【略】 3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3－11－3 アスファルト舗装工 1・2 【略】 3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 （1）・（2）【略】 （3）受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、品種別に区別して貯蔵しなければならない。 （4）～（18）【略】 4・5 【略】 3－11－4 コンクリート舗装工 1 【略】 2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～27 【略】 3－11－5 【略】 第12節 【略】 第13節 地盤改良工 3－13－1～3－13－4 【略】 3－13－5 締固め改良工 1 【略】 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員に連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 【略】 3－13－6 固結工 1・2 【略】 3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～10 【略】 3－13－7 置換工 1・2 【略】 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第14節～第18節 【略】 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第 1 編 1－1－23建設副産物の規定によるものとする。	2 受注者は、本章 3－7－12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 3－10－5～3－10－6 【略】 第11節 一般舗装工 3－11－1 【略】 3－11－2 舗装準備工 1・2 【略】 3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3－11－3 アスファルト舗装工 1・2 【略】 3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 （1）・（2）【略】 （3）受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿的な構造を有する倉庫等に貯蔵しなければならない。 （4）～（18）【略】 4・5 【略】 3－11－4 コンクリート舗装工 1 【略】 2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～27 【略】 3－11－5 【略】 第12節 【略】 第13節 地盤改良工 3－13－1～3－13－4 【略】 3－13－5 締固め改良工 1 【略】 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 【略】 3－13－6 固結工 1・2 【略】 3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～10 【略】 3－13－7 置換工 1・2 【略】 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第14節～第18節 【略】 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第 1 編 1－1－22建設副産物の規定によるものとする。	R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 1-3-12-3 2 R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 2-2-6-1 2 R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
3－19－2～3－19－4【略】 3－19－5 運搬処理工 1【略】 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－23建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1 一般事項 1～3【略】 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1－1－6施工計画書によるものとする。 3－20－2～3－20－11【略】 第21節【略】 第2編 工事別編【略】 第1章【略】 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節【略】 第8節 ほ場内沈砂池工 2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4【略】 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－23建設副産物の規定によるものとする。 第9節【略】 第3章【略】 第4章 水路トンネル工事 第1節【略】 第2節 一般事項 4－2－1【略】 4－2－2 一般事項 1・2【略】 3 保安 （1）【略】 （2）受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員連絡するものとする。 4【略】 第3節～第8節【略】 第5章【略】 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節【略】 第4節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1【略】 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－23建設副産物の規定によらなければならない。 3【略】	3－19－2～3－19－4【略】 3－19－5 運搬処理工 1【略】 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－22建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1 一般事項 1～3【略】 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1－1－5施工計画書によるものとする。 3－20－2～3－20－11【略】 第21節【略】 第2編 工事別編【略】 第1章【略】 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節【略】 第8節 ほ場内沈砂池工 2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4【略】 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－22建設副産物の規定によるものとする。 第9節【略】 第3章【略】 第4章 水路トンネル工事 第1節【略】 第2節 一般事項 4－2－1【略】 4－2－2 一般事項 1・2【略】 3 保安 （1）【略】 （2）受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員報告するものとする。 4【略】 第3節～第8節【略】 第5章【略】 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節【略】 第4節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1【略】 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－22建設副産物の規定によらなければならない。 3【略】	R7.03.28農水省通知

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
6－4－2 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第 1 編 3－19－3 取壊し工の規定によるものとする。 第 5 節～第15節【略】 第 7 章 ・ 第 8 章【略】 第10章 フィルダム工事 第 1 節～第 4 節【略】 第 5 節 原石採取工 10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第 1 編 1－1－23建設副産物の規定によるものとする。 10－5－2【略】 第 6 節～第12節【略】 第13節 雑工事 10－13－1～10－13－4【略】 10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－23建設副産物及び第 1 編 1－1－24特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第14節【略】 第11章 コンクリートダム工事 第 1 節～第 5 節【略】 第 6 節 堤体工 11－6－1 コンクリート材料 1・2【略】 3 材料の計量 （1）【略】 （2）受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、第 1 編 3－7－4 材料の計量、表3-7-1 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。 （3）・（4）【略】 4【略】 11－6－2～11－6－8【略】 第 7 節【略】 第 8 節 雑工事 11－8－1～11－8－4【略】 11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－23建設副産物及び第 1 編 1－1－24特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 11－8－6・11－8－7【略】 第12章 P C橋工事 第 1 節【略】 第 2 節 一般事項 12－2－1【略】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 （1）～（3）【略】 （4）受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替え又は補修等の措置を講じなければならない。 2・3【略】 第 3 節 コンクリート橋架設工 12－3－1【略】 12－3－2 横組工	6－4－1 取壊し工 構造物の取壊しに当たっては、第 1 編 3－19－3 取壊し工の規定によるものとする。 第 5 節～第15節【略】 第 7 章 ・ 第 8 章【略】 第10章 フィルダム工事 第 1 節～第 4 節【略】 第 5 節 原石採取工 10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第 1 編 1－1－22建設副産物の規定によるものとする。 10－5－2【略】 第 6 節～第12節【略】 第13節 雑工事 10－13－1～10－13－4【略】 10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－22建設副産物及び第 1 編 1－1－23特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第14節【略】 第11章 コンクリートダム工事 第 1 節～第 5 節【略】 第 6 節 堤体工 11－6－1 コンクリート材料 1・2【略】 3 材料の計量 （1）【略】 （2）受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。 （3）・（4）【略】 4【略】 11－6－2～11－6－8【略】 第 7 節【略】 第 8 節 雑工事 11－8－1～11－8－4【略】 11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－22建設副産物及び第 1 編 1－1－23特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 11－8－6・11－8－7【略】 第12章 P C橋工事 第 1 節【略】 第 2 節 一般事項 12－2－1【略】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 （1）～（3）【略】 （4）受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。 2・3【略】 第 3 節 コンクリート橋架設工 12－3－1【略】 12－3－2 横組工	R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典																																																		
1・2【略】 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （１）～（５）【略】 （６）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、ＰＣ鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 （７）～（11）【略】 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （１）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ【略】 オ 体積変化率は、体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JSGE-F535）に準じて求める値が-0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ～ク【略】 （２）～（６）【略】 12-3-3【略】 第4節【略】 第5節 舗装工 12-5-1～12-5-2【略】 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1【略】 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3～5【略】 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （１）【略】 （２）接着剤の規格は表12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。	1・2【略】 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （１）～（５）【略】 （６）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、ＰＣ鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、原因を確認し、適切な措置を講じなければならない。 （７）～（11）【略】 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （１）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ【略】 オ 体積変化率は、体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JHS420-2004）に準じて求める値が-0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ～ク【略】 （２）～（６）【略】 12-3-3【略】 第4節【略】 第5節 舗装工 12-5-1～12-5-2【略】 12-5-3 グースアスファルト舗装工 1【略】 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～5【略】 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （１）【略】 （２）接着剤の規格は表12-5-1(1)、12-5-1(2)及び12-5-1(3)を満足するものでなければならない。	R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 3-2-6-11 2 R7.03.28農水省通知 土木部共通仕様書 3-2-6-11 6																																																		
表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規格値</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>50 以上</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験（-10℃, 3mm）</td><td>合格</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>基盤目試験（点）</td><td>10</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K 5664</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K 5664</td></tr></table> （注）基盤目試験の判定点は（一財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用）【略】	項 目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分（％）	50 以上	JIS K 6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600	低温風曲試験（-10℃, 3mm）	合格	JIS K 5600	基盤目試験（点）	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664	表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規格値</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>50 以上</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS K 6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験（-10℃, 3cm）</td><td>合格</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>基盤目試験（点）</td><td>10</td><td>JIS K 5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K 5664</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K 5664</td></tr></table> （注）基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用）【略】	項 目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分（％）	50 以上	JIS K 6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600	低温風曲試験（-10℃, 3cm）	合格	JIS K 5600	基盤目試験（点）	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664	
項 目		規格値		試験方法																																																
	ゴムアスファルト系																																																			
不揮発分（％）	50 以上	JIS K 6833-1, 2																																																		
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																		
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600																																																		
低温風曲試験（-10℃, 3mm）	合格	JIS K 5600																																																		
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600																																																		
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664																																																		
項 目	規格値	試験方法																																																		
	ゴムアスファルト系																																																			
不揮発分（％）	50 以上	JIS K 6833-1, 2																																																		
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																		
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600																																																		
低温風曲試験（-10℃, 3cm）	合格	JIS K 5600																																																		
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600																																																		
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664																																																		

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典																									
[削る] (3)～(5) [略] 7～13【略】 12－5－4 [略] 第6節 [略] 第13章 [略] 第14章 頭首工工事 第1節～第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14－9－1～14－9－4 [略] 14－9－5 プレキャストブロック桁組立工 1【略】 2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合 は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）における、J S C E－H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表12-5-1(3) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型） プライマーの品質 <table><tr><th>項 目</th><th>溶剤型</th><th>水密性</th><th>水性型</th><th>試験方法</th></tr><tr><td>指触乾燥時間 (23℃)</td><td>60 分以内</td><td>30 分以内</td><td>60 分以内</td><td>JIS K 5600-1 ※1</td></tr><tr><td>不揮発分 (%)</td><td>20 以上</td><td>50 以上</td><td>35 以上</td><td>JIS K 6833-1, 2 ※2</td></tr><tr><td>作 業 性</td><td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td><td>JIS K 5600-1 ※1</td></tr><tr><td>耐 久 性</td><td colspan="3">5 日間で異常のないこと</td><td>JIS K 5600 1 ※1</td></tr></table> (注1) ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。 ※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2 などを参考に実施する。 (注2) 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。 (3)～(5) [略] 7～13【略】 12－5－4 [略] 第6節 [略] 第13章 [略] 第14章 頭首工工事 第1節～第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14－9－1～14－9－4 [略] 14－9－5 プレキャストブロック桁組立工 1【略】 2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合 は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法としてはJ S C F－H101プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）によるものとする。	項 目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1	不揮発分 (%)	20 以上	50 以上	35 以上	JIS K 6833-1, 2 ※2	作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1	耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600 1 ※1	R7.03.28農水省通知
項 目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法																							
指触乾燥時間 (23℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1																							
不揮発分 (%)	20 以上	50 以上	35 以上	JIS K 6833-1, 2 ※2																							
作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1																							
耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600 1 ※1																							

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典																																					
[削る] (2)～(4) [略] 3・4 【略】 14－9－6～14－9－12 【略】 第15章 【略】 第16章 地すべり防止工事 第1節 【略】 第2節 一般事項 16－2－1 【略】 16－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡</u>しなければならない。 2・3 【略】 第3節～第15節 【略】 第17章～第19章 【略】 第20章 推進工事 第1節～第3節 【略】 第4節 推進工 20－4－1・20－4－2 【略】 20－4－3 推進作業（密閉型：泥水，泥土圧，土圧，泥濃式推進工法） 1～8 【略】 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1－1－23建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に連絡するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 【略】 20－4－4～20－4－6 【略】 第5節 仮設工 20－5－1・20－5－2 【略】 20－5－3 泥水処理設備工	<table><tr><th>品質項目</th><th>単 位</th><th>品質規格</th><th>試験温度</th><th>養生条件</th></tr><tr><td rowspan="4">木硬化接着剤</td><td>外 観</td><td>＝</td><td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td><td rowspan="4">＝</td></tr><tr><td>粘 度</td><td>mPa・s (oP)</td><td>$1\times 10^4\sim 5\times 10^6$ ($1\times 10^4\sim 1\times 10^6$)</td></tr><tr><td>可使時間</td><td>時間</td><td>2以上</td></tr><tr><td>だれ最小厚さ</td><td>mm</td><td>0.3以上</td></tr><tr><td rowspan="5">硬化した接着剤</td><td>比 重</td><td>＝</td><td>1.1～1.7</td><td rowspan="5">20±2℃</td><td rowspan="5">7日間</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm² (kg f /cm²)</td><td>12.5以上 (125以上)</td></tr><tr><td>圧縮強さ</td><td>N/mm² (kg f /cm²)</td><td>50.0以上 (500以上)</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm² (kg f /cm²)</td><td>12.5以上 (125以上)</td></tr><tr><td>接着強さ</td><td>N/mm² (kg f /cm²)</td><td>6.0以上 (60以上)</td></tr></table> (2)～(4) [略] 3・4 【略】 14－9－6～14－9－12 【略】 第15章 【略】 第16章 地すべり防止工事 第1節 【略】 第2節 一般事項 16－2－1 【略】 16－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>直ちに監督職員に報告</u>しなければならない。 2・3 【略】 第3節～第15節 【略】 第17章～第19章 【略】 第20章 推進工事 第1節～第3節 【略】 第4節 推進工 20－4－1・20－4－2 【略】 20－4－3 推進作業（密閉型：泥水，泥土圧，土圧，泥濃式推進工法） 1～8 【略】 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1－1－22建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に報告するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 【略】 20－4－4・20－4－6 【略】 第5節 仮設工 20－5－1・20－5－2 【略】 20－5－3 泥水処理設備工	品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件	木硬化接着剤	外 観	＝	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	＝	粘 度	mPa・s (oP)	$1\times 10^4\sim 5\times 10^6$ ($1\times 10^4\sim 1\times 10^6$)	可使時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	比 重	＝	1.1～1.7	20±2℃	7日間	引張強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	12.5以上 (125以上)	圧縮強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	50.0以上 (500以上)	引張強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	12.5以上 (125以上)	接着強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	6.0以上 (60以上)	R7.03.28農水省通知 R7.03.28農水省通知
品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																			
木硬化接着剤	外 観	＝	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	＝																																			
	粘 度	mPa・s (oP)	$1\times 10^4\sim 5\times 10^6$ ($1\times 10^4\sim 1\times 10^6$)																																				
	可使時間	時間	2以上																																				
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																				
硬化した接着剤	比 重	＝	1.1～1.7	20±2℃	7日間																																		
	引張強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	12.5以上 (125以上)																																				
	圧縮強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	50.0以上 (500以上)																																				
	引張強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	12.5以上 (125以上)																																				
	接着強さ	N/mm ² (kg f /cm ²)	6.0以上 (60以上)																																				

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－23建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20－5－4～20－5－6 [略] 第 3 編 その他 第 1 章 総則 第 1 節 総則 1－1－1 不当介入を受けた場合の措置 <u>1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置</u> 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。 県工事において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。 <u>2 暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置</u> <u>県工事等において、上記（1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）以外の不当介入と考えられる行為を受けた場合は、その旨を遅滞なく県（発注者）に報告及び協議を行うこと。</u> 1－1－2 ～ 1－1－9 [略] 1－1－10 <u>建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱い</u> <u>本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業技術者等の配置を行う場合は「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて（通知）」に基づき行うものとする。</u> <u>「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて（通知）」は、鹿児島県ホームページから取得できる。</u> [削る] [削る] [削る] [削る] [削る] [削る] [削る]	泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－22建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20－5－4～20－5－6 [略] 第 3 編 その他 第 1 章 総則 第 1 節 総則 1－1－1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。 県工事において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。 [新設] 1－1－2 ～ 1－1－9 [略] 1－1－10 <u>特例監理技術者の配置</u> [新設] 1 <u>本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。ただし、低入札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。</u> <u>（1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。</u> <u>（2）監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</u> <u>（3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u> <u>（4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）</u> <u>（5）特例監理技術者が兼務できる工事は、発注者が属する機関が管轄する管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。</u> <u>（6）特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</u> <u>（7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</u>	R07.03.（環境林務部長・農政部長通知） R07.02.（土木部長・農政部長・環境林務部長・商工労働水産部長通知）

○ 農業土木工事共通仕様書（令和7年10月1日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典
〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 1-1-11 ～ 1-1-13 〔略〕 1-1-14 現場代理人の兼任 1 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。 <u>また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。</u> <u>なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。</u> （１） 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の<u>請負金額が4,500万円＊未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円＊以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。</u> （２） 〔略〕 （３） <u>兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。</u> （４）～（６） 〔略〕 <u>※ 建築一式工事は、9,000万円</u> 2・3 〔略〕 1-1-15 ～ 1-1-17 〔略〕 1-1-18 三者技術調整会 （三者技術調整会を開催する場合） 本工事は、工事着手前に当該工事の<u>受注者、業務委託受注者</u>並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者技術調整会」を設置し、当該工事に関する調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うことで、<u>工事目的物の品質確保と円滑な工事進捗を図ることを目的とする対象工事である。</u> <u>受注者は、工事施工前に現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を添付した工事打合簿により「三者技術調整会」の開催を要請するものとする。</u> 開催回数は現場条件の特殊性等に応じ、<u>発注者と受注者の協議により複数回開催することができるものとする。</u> また、三者技術調整会は、「<u>農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領</u>」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページより取得すること。 なお、三者技術調整会の開催に係る費用を一括計上価格に計上しているので、受注者は、当該費用を業務委託受注者に支払うものとする。 （三者技術調整会の開催を予定していない場合） 本工事は、「<u>農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領</u>」に基づく、「三者技術調整会」の開催を予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。	（８） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 <u>2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項の（１）～（８）の事項について確認できる書類を提出すること。</u> <u>3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。</u> 1-1-11 ～ 1-1-13 〔略〕 1-1-14 現場代理人の兼任 1 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。 <u>なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。</u> （１） 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の<u>当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。</u> <u>※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）</u> <u>その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。</u> （２） 〔略〕 （３） 兼任する工事は、<u>同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲。</u> （４）～（６） 〔略〕 〔新設〕 2・3 〔略〕 1-1-15 ～ 1-1-17 〔略〕 1-1-18 三者技術調整会 （三者技術調整会を開催する場合） 本工事は、工事着手前に当該工事の<u>施工業者、その設計等を担当したコンサルタント</u>並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者技術調整会」を設置し、当該工事に関する調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うとともに、<u>工事の品質確保を図ることを目的とする対象工事である。</u> <u>工事請負者は、工事着手前に現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を工事打合簿により提出し、「三者技術調整会」の開催を要請するものとする。</u> 開催回数は<u>原則1回</u>とし、現場条件の特殊性等に応じ、<u>発注者の判断により必要に応じて増やすことができるものとする。</u> また、三者技術調整会は、別添の「三者技術調整会実施要領」「三者技術調整会実施要領の運用について」及び「三者技術調整会運用マニュアル（案）」に基づき実施することとする。 なお、三者技術調整会に要する費用については、主任技師0.5人／回、技師A0.5人／回及び旅費実費を計上しているので、設計コンサルタントへ適切に支出するとともに、支出がなされた事を証する書類（領収書の写し等）を監督職員に提出するものとする。 （三者技術調整会の開催を予定していない場合） 本工事は、「三者技術調整会実施要領」に基づく、「三者技術調整会」の開催を予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。	R07.07.（土木部長通知） R07.03.（農地保全課長通知）

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後	現行	出典																				
1－1－19 ・ 1－1－20 [略] 1－1－21 現場環境改善費 1～3 [略] 4 現場環境改善費の積算方法については、「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき行い、鹿児島県ホームページから取得できる。 <table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策 ※1</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献</td></tr></table> ※1 積上げ計上を行う実施内容 1－1－22 建設現場における「快適トイレ」設置 1 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお，試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。 2 運搬・設置費は共通仮設費（率）に含まれるので別途計上は行わない。 1－1－23 ～ 1－1－44 [略] 1－1－45 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の試行について 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる試行工事である。 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減	営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策 ※1	地域連携	① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献	1－1－19 ・ 1－1－20 [略] 1－1－21 現場環境改善費 1～3 [略] 4 現場環境改善費の積算方法については、「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき行い、鹿児島県ホームページから取得できる。 <table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献</td></tr></table> 1－1－22 建設現場における「快適トイレ」設置 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお，試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。 [新設] 1－1－23 ～ 1－1－44 [略] [新設]	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減	営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献	R7.10改定 工事における現場環境改善費の積算要領 R07.03.（農地保全課長通知）
計上項目	実施する内容（率計上分）																					
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減																					
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策 ※1																					
地域連携	① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献																					
計上項目	実施する内容（率計上分）																					
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減																					
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策																					
地域連携	① 地域対策費（農家との調整，地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献																					

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後		現行	出典
3 <u>受注者は、2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</u> 4 <u>受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</u> 5 <u>受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</u> 6 <u>発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</u> 7 <u>発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</u> 8 <u>疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</u>	[新設] 第2章～第3章 [略]		

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後											
工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】											
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	様式※ 図表※ 統一様式	受送者書類作成の位置付け					
						提出	提示	その他	備考		
工事着手前	契約関係書類	1	現場代理人等通知書	第10条1項	□	○					
		2	現場代理人等変更通知書	第10条1項	□	○					
		3	現場代理人の兼任（変更）申請書	第10条1項	□		○				
		4	工事開始日通知書	第10条1項	□	○			設計者は、計画工費の算出期限内に通知する。		
		5	請負代金内訳書	第10条2項	□	○	○		請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事		
		6	工程表（作業工程表）	第10条1項	□	○	○		契約締結後7日以内		
		7	建設業退廃金共済制度の取組状況	第10条1項	□	○	○		建設業退廃金共済制度に該当する場合。		
		8	建設業退廃金共済制度の普及促進に関する取組状況	第10条1項	□	○	○		建設業退廃金の普及促進に関する取組状況について提出を求めることがある。		
		9	法定外の労務提供の依頼	第10条1項	□	○	○		監督職員から請求があった場合は提示の要しを提出する。		
		10	請求書（前払金）	第10条1項	□	○	○				
	その他	11	コンクリート骨組み完成確認書	第10条1項	□		○		工事請負代金50万円以上受注・完成・完成時にJAAGから監督職員へメール送信される。		
		12	品質管理計画書	第10条1項	□	○	○		品質管理計画書の作成は、工事開始前1週間以内の工事完了日までに行われなければならない（※1）。		
		13	再生資源利用促進計画書	第10条1項	□	○	○		再生資源利用促進計画書の作成は、工事開始前1週間以内の工事完了日までに行われなければならない（※1）。		
		14	再生資源利用促進計画書	第10条1項	□	○	○		再生資源利用促進計画書の作成は、工事開始前1週間以内の工事完了日までに行われなければならない（※1）。		
		15	下請工事における管内建設業者等不潔用状況報告書	第10条1項	□	○	○		該当する場合、監督職員に提出する。		
		16	品質管理計画不潔用状況報告書	第10条1項	□	○	○		該当する場合、監督職員に提出する。		
工事計画	17	施工計画書	第10条1項	□		○		100%を活用した工事を行う計画があった場合。			
	18	設計図上の取組状況報告書（契約書18条に該当する事項があった場合）	第10条1項	□		○		契約書18条1項に該当があった場合。			
	19	工事計画書（仮日及び多角形の設置）	第10条1項	□		○					
	20	工事計画書（設計図面との関係）	第10条1項	□		○		設計図面と異なる場合			
	21	工事計画書（設計図面との関係）	第10条1項	□		○		設計図面と異なる場合			
施工体制	22	施工体制図	第10条1項	□		○		下請契約を締結する全ての工事で提出する。			
	23	施工体制図	第10条1項	□		○		下請契約を締結する全ての工事で提出する。			
	24	再下請負通知書	第10条1項	□		○		再下請契約を締結する全ての工事で提出する。			
施工中	施工計画	25	工事計画書（協議、承認、提出、報告、通知）	第10条1項	□	○	○				
		26	関係機関協議資料（許可後の資料）	第10条1項	□		○		許可、承認の写しを提出する。		
	施工体制	27	近隣協議資料	第10条1項	□		○		監督職員から請求があった場合は提出する。		
		28	材料使用承認書	第10条1項	□		○		試験成績表等の資料の添付。		
		29	材料品質証明書	第10条1項	□		○		設計図上で指定した材料がある場合に提出する。		
		30	材料納入伝票	第10条1項	□		○		設計図上で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。		
		31	立会検査書（工事計画書）	第10条1項	□		○		打合せ簿にて対応		
		32	現場確認書	第10条1項	□		○				
		33	休日・夜間作業届	第10条1項	□		○	○			
		34	安全教育・訓練等の記録	第10条1項	□		○	○	監督職員の請求があった場合に提出する。完成時に実施状況等を添付し提出する。		
		35	工事事故報告書	第10条1項	□		○	○	事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の原因を調査し、直ちに提出する。		
		36	工事完了報告書	第10条1項	□		○	○			

現行											
工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】											
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	様式※ 図表※ 統一様式	受送者書類作成の位置付け					備考
						提出	提示	その他	備考		
工事着手前	契約関係書類	1	現場代理人等通知書	第10条1項	□	○					
		2	現場代理人等変更通知書	第10条1項	□	○					
		3	現場代理人の兼任（変更）申請書	第10条1項	□		○				
		4	工事開始日通知書	第10条1項	□		○			受送者は、計画書書の提出期限内に通知する。	
		5	請負代金内訳書	第10条2項	□	○	○			請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	
		6	工程表（作業工程表）	第10条1項	□	○	○			契約締結後7日以内	
		7	建設業退廃金共済制度の取組状況	第10条1項	□	○	○			建設業退廃金共済制度に該当する場合。	
		8	建設業退廃金共済制度の普及促進に関する取組状況	第10条1項	□	○	○			建設業退廃金の普及促進に関する取組状況について提出を求めることがある。	
		9	法定外の労務提供の依頼	第10条1項	□	○	○			監督職員から請求があった場合は提示の要しを提出する。	
		10	請求書（前払金）	第10条1項	□	○	○				
	その他	11	コンクリート骨組み完成確認書	第10条1項	□		○			工事請負代金50万円以上受注・完成・完成時にJAAGから監督職員へメール送信される。	
		12	品質管理計画書	第10条1項	□	○	○			品質管理計画書の作成は、工事開始前1週間以内の工事完了日までに行われなければならない（※1）。	
		13	再生資源利用促進計画書	第10条1項	□	○	○			再生資源利用促進計画書の作成は、工事開始前1週間以内の工事完了日までに行われなければならない（※1）。	
		14	再生資源利用促進計画書	第10条1項	□	○	○			再生資源利用促進計画書の作成は、工事開始前1週間以内の工事完了日までに行われなければならない（※1）。	
		15	下請工事における管内建設業者等不潔用状況報告書	第10条1項	□	○	○			該当する場合、監督職員に提出する。	
		16	品質管理計画不潔用状況報告書	第10条1項	□	○	○			該当する場合、監督職員に提出する。	
工事計画	17	施工計画書	第10条1項	□		○			100%を活用した工事を行う計画があった場合。		
	18	設計図上の取組状況報告書（契約書18条に該当する事項があった場合）	第10条1項	□		○			契約書18条1項に該当があった場合。		
	19	工事計画書（仮日及び多角形の設置）	第10条1項	□		○					
	20	工事計画書（設計図面との関係）	第10条1項	□		○			設計図面と異なる場合		
	21	工事計画書（設計図面との関係）	第10条1項	□		○			設計図面と異なる場合		
施工体制	22	施工体制図	第10条1項	□		○			下請契約を締結する全ての工事で提出する。		
	23	施工体制図	第10条1項	□		○			下請契約を締結する全ての工事で提出する。		
	24	再下請負通知書	第10条1項	□		○			再下請契約を締結する全ての工事で提出する。		
施工中	施工計画	25	工事計画書（協議、承認、提出、報告、通知）	第10条1項	□	○	○				
		26	関係機関協議資料（許可後の資料）	第10条1項	□		○			許可、承認の写しを提出する。	
	施工体制	27	近隣協議資料	第10条1項	□		○			監督職員から請求があった場合は提出する。	
		28	材料使用承認書	第10条1項	□		○			試験成績表等の資料の添付。	
		29	材料品質証明書	第10条1項	□		○			設計図上で指定した材料がある場合に提出する。	
		30	材料納入伝票	第10条1項	□		○			設計図上で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	
		31	立会検査書（工事計画書）	第10条1項	□		○			打合せ簿にて対応	
		32	現場確認書	第10条1項	□		○				
		33	休日・夜間作業届	第10条1項	□		○	○			
		34	安全教育・訓練等の記録	第10条1項	□		○	○		監督職員の請求があった場合に提出する。完成時に実施状況等を添付し提出する。	
		35	工事事故報告書	第10条1項	□		○	○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の原因を調査し、直ちに提出する。	
		36	工事完了報告書	第10条1項	□		○	○			

○ 農業土木工事共通仕様書（令和 7 年10月 1 日付け）新旧対照表

改正後

現行

出典

工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】

工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】

作成時期	種別	工事関係書類	形式	受注者書類作成の位置付け	備考
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.	書類名称	書類作成の根拠	受注者書類作成の位置付け	備考	
提出	提出	提出	提出	提出	
No.					